

事務連絡
令和5年9月15日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための
医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）
（その2）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで新型コロナウイルス感染症対策に関する取組の一環として、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握を目的に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について（協力依頼）」（令和2年3月26日付け事務連絡）に基づき、各医療機関等に対し、日次及び週次の情報について医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力を依頼しているところです。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制については、各都道府県において本年9月末までを対象期間とする「移行計画」を策定いただいた上で、着実に移行を進めていただいているところですが、今般、重点的・集中的な支援を通じて、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、本年10月から来年3月までを引き続き移行期間とし、通常の医療提供体制への移行を進めていただくよう、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付け事務連絡）でお示ししているところです。

移行期間中、感染状況等に応じた医療提供体制が適切に確保されているか、また医療負荷及び移行状況を確認する必要があり、各医療機関等においては医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力を引き続きお願いすることになりますが、令和5年10月以降の医療提供体制の移行を踏まえ、項目を改めて見直し、別添1～3のとおり整理した上で、入力画面の改修を行うこととしています。ご確認の上、管内の医療機関等に対して、別紙及び別添1～3により本件の周知及び協力依頼をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 日次調査、週次調査について

(1) 改修後の調査実施期間

令和5年10月2日（月）から、当面の間実施します。

(2) 調査項目

病院及び有床診療所^(※1)は別添1、診療所は別添2、とりまとめ団体は別添3^(※2)のとおり。

※1 各厚生局の保険医療機関の指定状況に関する情報（コード内容別医療機関一覧表）をもとに、病床を有すると確認がとれた診療所

※2 従前の取り扱い（「新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の状況把握のための医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力等について（協力依頼）」令和5年4月20日付き事務連絡（令和5年7月5日最終改正））から変更はありません。

(3) 改修日程について

- ・ 令和5年10月1日（日）21:00～24:00の日程で、システム改修を行います。
- ・ 改修中は、入力した情報がシステムに反映されないことが想定されます。上記時間帯は、日次調査及び週次調査の入力をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。なお、上記時間帯は「地域病床見える化」画面に表示される情報が更新されないことについてもご承知おきの上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

(4) その他

- ・ 日次調査及び週次調査の一部の項目は、前回ご回答時より変更がない場合は、記入不要としていますが、改修の兼ね合いから、改修後初回は、入力が必要となることについて、あらかじめご了承ください。

2. 病床の確保状況・使用率等の「見える化」について

「新型コロナウイルス感染症対策に係る病床の確保状況・使用率等の「見える化」について（協力依頼）」（令和3年11月19日付け事務連絡）により、都道府県の病床確保計画上、確保病床として位置付けられた病床を有する医療機関（以下「対象医療機関」という。）における確保病床数、即応病床数、入院中患者数について、対象医療機関ごとに国において公表する取組みについては、公表頻度は月1回（各月の第1水曜日時点の各対象医療機関の公表対象情報を、当該月の中下旬に公表）で継続します。なお、状況によっては、調査対象日や公表頻度について変動する可能性があることを申し添えます。

3. 照会先

- ・ G-MIS の入力等の操作に関する問い合わせ
厚生労働省 G-MIS 事務局
電話番号 0570-783-872
- ・ その他の本改修に関する問い合わせ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 医療班
直通 03-3595-3205
メールアドレス corona-iryoku@mhlw.go.jp

4. G-MIS に関する Q&A

よくあるご質問については、厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html)
に掲載している「G-MIS に関する Q&A」をご参照ください。

以上